

株 主 各 位

証券コード4488
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

東京都港区麻布台一丁目3番1号

AI inside 株式会社

代表取締役社長CEO 渡久地 択

第11期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://inside.ai/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項のうち株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日） 午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ 森JPタワー34階 Hills House Sky Room
会場が前回と異なっておりますので、末尾「株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第11期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - 【事業報告】
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 会計監査人に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要
 - ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - 【計算書類】
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時まで

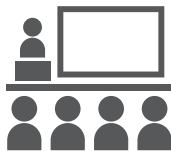


○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時 2026年6月26日（金曜日）午後2時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

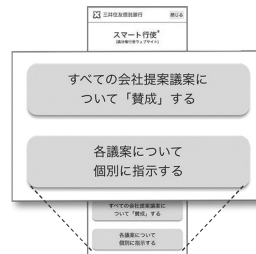


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンカメラで読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



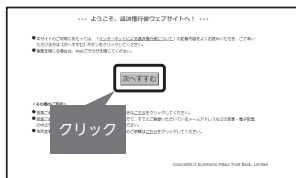
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

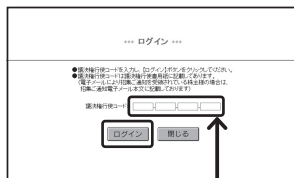
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



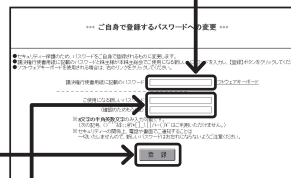
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

近年我が国において、少子高齢化や人口減により生産年齢人口が減少する一方、人によるデータ入力に関する外部委託市場は今後も大きく成長していくことが予想されております。企業は、労働者の在宅ワーク導入などの働き方改革をこれまで以上に意識した事業運営が求められていることから、社会的なデジタルトランスフォーメーション（DX）推進は加速していくものとみられます。

このような市場環境において、当社は、AIエージェントを実装し更なるアップデートを続けているAI-OCRソリューション「DX Suite」、及び企業のデータ活用を支えるマルチモーダルAI統合基盤「AnyData」を、主力製品／サービスとして展開しております。

その結果、売上高及び各段階利益については以下の実績となりました。

(売上高)

当事業年度の売上高は4,747,946千円（前年同期比107.9%）となりました。当事業年度における当社及び販売パートナーがそれぞれの顧客へ提供している「DX Suite」利用ライセンスは、3,203件（前年同期：3,057件）と増加しており、営業活動による新規契約の獲得により売上高の積上げを進めてまいりました。また、チャーンレート（解約率）も引き続き低水準で推移しております。

加えて、マルチモーダルAI統合基盤「AnyData」、教育プログラム「AI Growth Program」の収益が計上されております。

売上高のうち、リカーリング型モデル（注1）及びセリング型モデル（注2）の内訳は以下のとおりとなりました。

収益モデル	第10期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第11期事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
リカーリング型モデル	4,188,788	108.9	4,487,817	107.1
セリング型モデル	210,763	61.0	260,129	123.4
合計	4,399,551	105.0	4,747,946	107.9

- (注) 1. リカーリング型：顧客が当社のサービスを利用する限り継続的に計上される収益形態を表します。
2. セリング型：特定の取引毎に計上される収益形態を表します。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、849,517千円(前年同期比103.3%)となりました。これは、主にサービス提供に関わるサーバー代が増加した一方で、労務費が減少したことによるものです。この結果、売上総利益は3,898,428千円(前年同期比109.0%)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、3,587,452千円(前年同期比112.4%)となりました。これは、主にのれんの償却額が328,953千円減少した一方で、人件費、研究開発費、新オフィスの賃借料、広告宣伝費、業務に利用するWEBサービスの利用料等が増加したことによるものです。この結果、営業利益は310,976千円(前年同期比80.8%)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度において、営業外収益が194,303千円発生しました。これは、主に補助金収入185,418千円、受取利息7,812千円が発生したこと等によるものです。また、営業外費用は18,270千円発生しました。これは、主に短期借入金に係る支払利息17,072千円が発生したこと等によるものです。この結果、経常利益は487,008千円(前年同期比120.1%)となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度において、特別損失が11,879千円発生しました。これは、本社移転に伴う一時的な費用を計上したことによるものです。また、法人税、住民税及び事業税を139,553千円、法人税等調整額△15,841千円を計上した結果、当期純利益は351,417千円となりました。

なお、セグメントについては、当社は人工知能事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は364,328千円（建設仮勘定を含む。）であり、その主なものは、本社移転に伴う内装設備工事及び自社利用サーバーの取得等によるものです。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	3,802,642	4,190,866	4,399,551	4,747,946
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△518,524	535,717	△497,022	351,417
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△132.49	136.06	△125.76	88.94
総 資 産 (千円)	6,675,478	7,206,886	6,943,089	6,808,272
純 資 産 (千円)	4,354,207	4,957,957	4,523,463	4,943,410
1株当たり純資産 (円)	1,108.26	1,257.58	1,145.26	1,250.21

(4) 対処すべき課題

当社が事業を展開するAI市場は、業務効率化を目指す事業者を中心に導入が進み、今後も市場の成長は持続するものと予測しております。当社の対処すべき課題としては下記を認識しております。

① 研究開発の強化

短期的な技術開発の場では、失敗の許されない状況における開発が主となることが多いため、既存技術のブラッシュアップにしか手を出ことができず、抜本的な技術開発には

着手しにくくなります。本質的な次世代技術を開発するためには、その基盤を固める知識・経験が必須であり、将来的に確実に必要となる長期的課題にも積極的に取り組んでいかなければ、世界のAIを牽引するような企業に発展することは望めません。そのため、当社は応用研究だけではなく、基礎研究も行い続けます。

② 製品開発の強化

当社で提供しているAIは、ユーザが日々の業務で使うほど、更なる追加学習のためにフィードバックがなされ、精度が向上するという特徴を備えております。

当社の好循環サイクルにおいて、より高精度、高価値なAIを提供し続けることが可能であります。

③ 顧客基盤の強化

1) パートナー連携推進によるリカーリング型売上の強化

当社製品については、ユーザへの直接販売、パートナーを通じた販売を行い、既にパートナー販売における契約数の割合が直接販売よりも高くなってはおりますが、パートナーとより強固な関係を築くことで今後さらにその比率を上げていく方針です。また、当社が持つ既存製品・サービスに加え、それらを組み合わせた複合AIソリューションの提供により、事業規模・業種を問わない幅広い顧客基盤を構築してまいります。

2) 付加価値の高いAIソリューションによる顧客・社会課題の解決

当社は、従来からの強みである画像・物体等の認識AIに加え、業務知識や各種データを活用し、利用者の業務遂行を支援するAIエージェント基盤を構築いたしました。当社が持つこれらの技術を組み合わせることにより、顧客や社会が持つ潜在課題を解決し、企業活動全体の効率化を担う付加価値の高い複合AIソリューションをパートナーとともに提供してまいります。これにより、AIソリューションの利用拡大及びより効率的な事業拡大を実現し、「誰もが意識することなくAIの恩恵を受けられる世界」を目指します。

④ 情報管理体制の強化

当社は、顧客企業の業務データや公開前の製品企画情報など多くの機密情報や個人情報等を保有しており、その重要性については十分に認識しております。その保護体制構築に向けて、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ 優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の企業理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社の事業は人工知能事業の単一セグメントです。

(6) 従業員の状況

- ・ 正社員
従業員数 130名（前事業年度比 7名増）
平均年齢 39.4歳 平均勤続年数 3.04年
- ・ 臨時社員
従業員数 25名

(7) 事業所の状況

(事業所) 本社（東京都港区）

当社は、2025年9月16日付で本社を東京都渋谷区から東京都港区へ移転いたしました。
2026年3月31日現在、本社以外の支社、営業所等の事業所はございません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社、子会社はございません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	500,000千円
株式会社りそな銀行	500,000千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,999,950株 (内、自己株式の総数 17,287株)
 (3) 当事業年度末の株主数 4,950名
 (4) 株主の状況 (上位10名)

氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
渡久地 択	1,882,368株	47.26
上田八木短資株式会社	180,000株	4.51
中沖 勝明	112,500株	2.82
大日本印刷株式会社	100,000株	2.51
楽天証券株式会社共有口	71,300株	1.79
松井証券株式会社	55,000株	1.38
福田 久也	50,000株	1.25
株式会社SBI証券	40,389株	1.01
倉員 伸夫	35,000株	0.87
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	30,400株	0.76

(注) 持株比率は、自己株式の数(17,287株)を控除し小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) 年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	7,000株	3名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 役員に関する事項

(1) 会社役員状況 (2026年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職
代表取締役社長 CEO	渡久地 択	Toguchi Estate合同会社 代表社員
取締役COO	岩松 秀樹	—
取締役CFO	烏野 裕明	—
取締役 (監査等委員)	佐藤 孝幸	佐藤経営法律事務所 代表 ウエルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外監査役 株式会社アンドパッド 社外監査役
取締役 (監査等委員)	加川 亘	Cellid株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	蔵元 左近	蔵元国際法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役 佐藤孝幸、加川亘及び蔵元左近の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社として、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施し、また、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行っており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員 佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、企業法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員 蔵元左近氏は、弁護士としての実務経験があり、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 佐藤孝幸、加川亘及び蔵元左近の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社における全ての取締役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約は、取締役が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、取締役に対して損害賠償請求がなされたことにより、取締役が被る損害や、損害賠償請求対応費用又は公的調査等対応費用等の各種費用を負担したことにより、取締役が被る損害等を補填の対象としております。ただし、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、取締役による犯罪行為等に起因する損害については、補填の対象外としています。

当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当該決定方針は、取締役会にて決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、各取締役が原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 報酬方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、以下の考えに基づき決定します。

- i 優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること
- ii 企業価値向上に向けた取り組みを促すものであること
- iii グローバル企業になるための視座をもって当社ビジョンの実現を推進することを動機づけるものであること

3. 報酬体系

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は「金銭報酬」と「株式報酬」で構成します。

4. 報酬水準

AI分野における人材の競合企業群に対して遜色のない水準を目標にします。また、従業員賃金水準、世間水準との乖離にも留意し、調整・決定します。

5. 報酬の構成割合

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、金銭報酬と株式報酬の構成割合は、株式報酬の割合が原則50%以上となるよう努めます。

6. 株式報酬

当社の株式報酬は譲渡制限付株式報酬（RS）を採用しており、2023年6月23日開催の第8期定時株主総会で定められた報酬枠（年額100百万円以内）を用いて、取締役会で決定します。主な内容は以下のとおりです。

対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）
譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額	年額100百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）
各取締役に対する株式報酬額	会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類及び割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分
割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年20,000株以内（うち社外取締役分年3,000株以内）
譲渡制限期間	割当日より5年以内で当社の取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除 ただし、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合は譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式を全て当社が無償取得することができる

7. 報酬等を与える時期

「金銭報酬」：当該報酬方針を基に、役員としての責務等を総合的に勘案して決定され毎月支給されます。

「株式報酬」：当該報酬方針を基に、会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定します。

8. 監査等委員である取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から金銭報酬のみで構成され、その報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月23日開催の第8期定時株主総会において、監査等委員である取締役を除き、譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠として年額100百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）、株式数の総数年20,000株以内（うち社外取締役については年3,000株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち

社外取締役は1名)です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2025年6月27日開催の臨時取締役会において代表取締役社長CEO渡久地 拓に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長CEO渡久地 拓において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域の設定及びその成果の評価を実施するのは、経営方針を決定する代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、各取締役から答申を得ており、代表取締役社長CEOは、その答申内容を考慮し決定しております。

④ 会社役員に対する報酬等

区分	支給人員	金銭報酬	株式報酬	合計
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1名)	71,370千円 (2,520千円)	61,794千円 (5,781千円)	133,164千円 (8,301千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	19,650千円 (19,650千円)	— (—)	19,650千円 (19,650千円)
合計	10名 (4名)	91,020千円 (22,170千円)	61,794千円 (5,781千円)	152,814千円 (27,951千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬については、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況（2026年3月31日現在）

社外役員の兼職につきましては、前記「4. 役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	佐藤 孝幸	取締役会 17/17回 監査等委員会 13/13回	主に社外役員経験者及び弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	加川 亘	取締役会 17/17回 監査等委員会 13/13回	主に通信業界等における豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い知見から、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	蔵元 左近	取締役会 16/17回 監査等委員会 13/13回	主に社外役員経験者及び弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,700千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づいた運営を行っております。「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等に則った職務執行を行う。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議やリスク・コンプライアンス委員会を通じて適宜議論を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識、法令順守体制の推進に努める。
 - (d) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書、重要な会議体の議事録や稟議書等については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 健全な企業活動を行うにあたりコンプライアンス、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を整備し、運用するものとする。
 - (b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
 - (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (b) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度を導入する。
 - (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「職務権限規程」、「職務権限表」を制定する。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会は、内部監査室に所属する使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や他の使用人の指揮命令を受けないものとする。内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関する事項の決定については、監査等委員会と事前協議のうえ、実施する。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた内部監査室に所属する使用人に対し、監査等委員会からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

7. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員から会社法第399条の2第4項に基づく請求があったときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれを支払う。
 - (b) 監査等委員会は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。
 - (c) 監査等委員会は定期的に会計監査人と意見交換を行う。
 - (d) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士及び公認会計士その他の専門家の助言を受け、必要な連携を図ることとする。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。
 - (b) 役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を周知する。
 - (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (d) 取引先との契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込み、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査等委員会による監査の実効性の確保等について取り組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

2. 取締役の職務の執行

毎月1回開催される定時取締役会及び必要に応じて機動的に開催する臨時取締役会にて、経営に関する重要事項について審議・決議を行っております。社外取締役は、経営会議等の重要会議にも出席のうえ、積極的に発言を行っております。

3. 監査等委員の職務の執行

監査等委員は取締役会、経営会議等の重要会議に出席のうえ、取締役の職務の執行状況等に対し、必要に応じて意見を述べております。

監査上必要な議事録、稟議書類等は常時閲覧できる状態とし、また、必要に応じて代表取締役を含めた役職員が監査等委員に説明を行うことで、実効性のある監査となるよう体制確保に努めております。

4. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を図るため、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を3か月に1回程度を目安として開催し、コンプライアンス違反の事前防止を図る取り組みを行っております。

また当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

5. リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を3か月に1回程度を目安として開催し、当社におけるリスクの把握及びその対応策の検討を行っております。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業全般を取り巻く事業環境を勘案したうえで、利益還元を行うことを検討してまいります。

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,667,915	流動負債	1,864,861
現金及び預金	4,766,006	短期借入金	1,000,000
売掛金	557,176	未払金	336,465
前払費用	307,816	未払費用	193,397
その他流動資産	37,291	未払法人税等	74,060
貸倒引当金	△374	預り金	35,629
固定資産	1,140,356	契約負債	84,305
有形固定資産	504,756	賞与引当金	50,882
建物	254,248	株式給付引当金	77,578
工具、器具及び備品	332,954	その他流動負債	12,542
レンタル資産	281,141	負債合計	1,864,861
建設仮勘定	41,496	(純資産の部)	
減価償却累計額	△405,084	株主資本	4,934,817
無形固定資産	254,276	資本金	1,234,726
ソフトウェア	103,940	資本剰余金	2,180,032
ソフトウェア仮勘定	150,336	資本準備金	1,084,726
投資その他の資産	381,323	その他資本剰余金	1,095,306
投資有価証券	1,192	利益剰余金	1,644,124
差入保証金	98,182	その他利益剰余金	1,644,124
繰延税金資産	121,331	繰越利益剰余金	1,644,124
長期前払費用	160,616	自己株式	△124,066
		評価・換算差額等	8,593
		繰延ヘッジ損益	8,593
		純資産合計	4,943,410
資産合計	6,808,272	負債・純資産合計	6,808,272

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,747,946
売上原価	849,517
売上総利益	3,898,428
販売費及び一般管理費	3,587,452
営業利益	310,976
営業外収入	7,812
受取利息	185,418
補助金収入	354
講演料収入	718
その他	194,303
営業外費用	17,072
支払利息	611
為替差損	587
その他	18,270
経常利益	487,008
特別損失	4,328
固定資産除却損	7,550
本社移転費用	11,879
税引前当期純利益	475,129
法人税、住民税及び事業税	139,553
法人税等調整額	△15,841
当期純利益	351,417

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金
当期首残高	1,234,726	1,084,726	1,051,782	2,136,508	1,292,707
当期変動額					
自己株式の取得					
自己株式の処分			43,524	43,524	
当期純利益					351,417
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	43,524	43,524	351,417
当期末残高	1,234,726	1,084,726	1,095,306	2,180,032	1,644,124

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△129,141	4,534,800	△11,336	△11,336	4,523,463
当期変動額					
自己株式の取得	△54	△54			△54
自己株式の処分	5,129	48,653			48,653
当期純利益		351,417			351,417
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）			19,930	19,930	19,930
当期変動額合計	5,074	400,016	19,930	19,930	419,947
当期末残高	△124,066	4,934,817	8,593	8,593	4,943,410

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～18年
工具、器具及び備品	3年～15年
レンタル資産	5年

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

① セリング型モデル

当社では顧客との契約に基づき、ディープラーニングによる手書き文字認識AIを活用した生産性向上のためのAI-OCRサービスとして「DX Suite」を提供しております。「DX Suite」の有償トライアルについては、当該サービスをトライアル期間において提供する義務を負っております。トライアル期間の終了により、履行義務が充足されると判断し、トライアル期間の終了時点で収益を計上しております。また、「DX Suite」に係る初期費用は契約履行活動の対価であることから、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

「AI Growth Program」については、実践型のDX人材を輩出するための研修やワークショップの提供を履行義務としており、当該サービスの完了時点で収益を計上しております。

② リカーリング型モデル

リカーリング型モデルについては、契約期間において主に「DX Suite」や「AnyData」のサービスを提供することを履行義務として識別しております。契約期間中、常にサービスが利用可能であることから、契約期間を履行義務の充足期間として、一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約から生じる従量料金は、サービス利用の従量に応じて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場の変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は振当処理によっているため、その判定をもって有効性の評価に代えておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	121,331 千円

(2) 識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、当社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、当社の翌年度の業績計画の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。当該見積りには過年度の業績計画の達成状況等を考慮しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、有形固定資産に区分掲記しておりました建物附属設備は、当事業年度において新たに建物が生じることになったため、建物に含めて表示しております。

なお、前事業年度の建物附属設備は46,498千円であります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において本社移転に関する決定を行ったことに伴い、移転前の本社の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務について、耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産除却損

2025年9月の本社移転に伴う移転前の本社の「建物附属設備」及び「工具、器具及び備品」の撤去費用であります。

(2) 本社移転費用

2025年9月の本社移転に伴い、移転前の本社の退去日から不動産賃貸借契約上の契約期間満了日までの期間に発生した家賃であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 3,999,950株

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 45,887株

(注) 当社は、従業員向け株式給付信託制度を導入しております。当事業年度末における自己株式数に含まれている当該制度に係わる信託が所有する当社株式は28,600株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
研究開発費		136,754千円
株式給付引当金		27,876千円
賞与引当金		18,283千円
前受収益		16,052千円
未払費用		13,537千円
株式報酬費用		13,488千円
未払事業税		9,161千円
有価証券評価損		9,075千円
前払費用		5,168千円
差入保証金償却		3,120千円
減価償却超過額		1,929千円
その他		1,365千円
	繰延税金資産小計	255,812千円
	評価性引当額	△130,482千円
	繰延税金資産の合計	125,330千円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益		△3,955千円
信託損益勘定		△42千円
	繰延税金負債の合計	△3,998千円
	繰延税金資産の純額	121,331千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1 %
住民税等均等割	0.5 %
評価性引当額の増減	3.5 %
租税特別措置法上の税額控除	△11.2 %
その他	△0.5 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.0 %

8. リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引（借方側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	106,691千円
1年超	302,291千円
合計	408,982千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。その他の流動資産及び流動負債はそれぞれ1年以内に解消予定です。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。差入保証金は、回収時期が未定なことから現在価値の算定が困難と判断し、時価の算定の対象外としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ 市場リスクの管理

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引権限及び取引限度額等を定めており、為替管理状況を四半期毎に取締役会に報告しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
デリバティブ取引			
通貨関連	12,549	12,549	-

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	1,192

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 通貨関連	—	12,549	—	12,549

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 関連当事者取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)
役員	渡久地 択	当社代表取締役 社長CEO	(被所有) 47.3	金銭報酬債権の 現物出資(注)	11,025

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく金銭報酬債権の現物出資であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,250.21円

1株当たり当期純利益金額 88.94円

(注) 当社は、従業員向け株式給付信託制度を導入しております。当該制度に係わる信託が所有する当社株式は、計算書類において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当事業年度における1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は28,600株であります。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	収益モデル		合計
	リカーリング型 モデル	セリング型 モデル	
固定料金	3,699,729	－	3,699,729
従量料金	687,798	－	687,798
その他	100,289	260,129	360,418
顧客との契約から生じる収益	4,487,817	260,129	4,747,946

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は通常、履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主に「DX Suite」初期費用にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、47,783千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、実務上の便法を適用し当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	17,942
1年超2年以内	17,267
2年超3年以内	1,937
3年超	1,466
合計	38,613

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

Al Inside株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 満美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Al Inside株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な審議・報告資料等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

2026年5月25日

AI inside株式会社 監査等委員会

監査等委員 加川 亘 ㊞

監査等委員 蔵元 左近 ㊞

監査等委員 佐藤 孝幸 ㊞

(注) 監査等委員 加川亘、蔵元左近及び佐藤孝幸は、会社法第2条第15号及び第331条
第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社においては、定款に定めることにより、一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となりました。場所の定めのない株主総会は、遠隔地の株主様を含め、より多くの株主の皆様の出席を容易にし、株主総会の更なる活性化・効率化につながるとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害等を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充させることが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款に第13条第2項を追加するものであります。なお、本議案の上程にあたり、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 （現行どおり）

現行定款	変更案
(1)～(2) (条文省略)	(1)～(2) (現行どおり)
(新設)	(3) インターネット広告の販売
(新設)	(4) インターネット広告の販売に関する代理店業務
(新設)	(5) 広告業、出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業
(3)～(7) (条文省略)	(6)～(10) (現行どおり)
(新設)	(11) オンラインでの決済に関するサービス業務
(新設)	(12) 決済代行含むクレジットカード決済に関するサービス業務
(新設)	(13) 電子マネー、暗号資産その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行
(8)～(14) (条文省略)	(14)～(20) (現行どおり)
(新設)	(21) 人工知能、機械学習その他のアルゴリズムを用いたソフトウェアの研究、開発、提供
(新設)	(22) 人工知能、機械学習その他のアルゴリズムを用いた情報処理、情報提供、データ解析に関するサービスの提供
(新設)	(23) 人工知能、機械学習その他のアルゴリズムを活用した経営・業務改革支援
(新設)	(24) 人工知能及びデータ分析技術を用いたマーケティング支援サービスの開発・提供

現行定款	変更案
(新設)	(25) 各種金融商品及びサービスの企画・開発・
(新設)	販売
(新設)	(26) 自己資金を用いた有価証券、株式、持分そ
(新設)	の他金融資産の取得、保有、管理及び処分
(新設)	(27) 倉庫業
(新設)	(28) 運送業、運送取次事業
(新設)	(29) 梱包業及びその代行業サービス
(新設)	(30) 保険業、保険代理業及び保険仲立業
(15)～(16) (条文省略)	(31)～(32) (現行どおり)
(招集)	(招集)
第 13 条 (条文省略)	第 13 条 (現行どおり)
(新設)	2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株
	主総会とすることができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	とぐち たく 地 沢 (1984年4月29日)	2010年1月 socialwave株式会社設立 代表取締役 2011年5月 IQUE株式会社設立 代表取締役CTO 2012年10月 SPACEBOY株式会社設立 代表取締役 2013年12月 think apartment株式会社設立 代表取締役 2014年3月 一般社団法人データサイエンス総合研究所設立 代表理事 2014年3月 Asia Post pvt. ltd CEO 2015年8月 LUZ-D株式会社設立 代表取締役 Pulse Evolution Japan株式会社 代表取締役CEO Toguchi Estate株式会社設立 代表取締役 (現Toguchi Estate 合同会社 代表社員) (現任) 当社設立 代表取締役社長CEO (現任) 2021年3月 株式会社ショーケース 社外取締役 重要な兼職の状況 Toguchi Estate合同会社 代表社員	1,882,368株
<p>【取締役候補者とした理由】 渡久地沢氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できるものと判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	いわまつ ひでき 岩松 秀樹 (1975年7月10日)	1998年4月 BMW Group JAPAN TOHO Motors 株式会社 入社 2000年8月 BMW TOKYO株式会社 入社 2003年4月 AUDI TOKYO (現AudiVolkswagenRetail Japan株式会社) 入社 2004年4月 THE RESEARCH INSTITUTE OF MARKETING 株式会社マーケティング研究協会 入社 2008年8月 プルデンシャルファイナンシャル ジブラル タ生命保険株式会社 入社 2012年10月 株式会社セレブレイン 入社 2014年9月 SOMPOホールディングス 損保ジャパン日 本興亜ひまわり生命保険株式会社 入社 2018年9月 日本オラクル株式会社 入社 CX西日本本部 部長 2021年3月 株式会社プリマジェスト 入社 DX事業統括 部長 2023年4月 当社入社 2024年7月 当社CEO補佐 2025年4月 当社執行役員COO 2025年6月 当社取締役COO (現任) <u>重要な兼職の状況</u> -	2,400株
【取締役候補者とした理由】 岩松秀樹氏は、営業企画からマーケティング等も含めて事業面の幅広い業務経験、マネジメント経験と見識を有し、当社では、これまでも取締役COOとして全社戦略を実行する調整力とマネジメントスキルを発揮し組織のパフォーマンス向上に寄与してきました。今後も、取締役COOとして事業全般を統括することで当社の事業成長、業績拡大、企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	からすのひろあき 烏野 裕明 (1975年1月5日)	1997年4月 三菱自動車工業株式会社 入社 2004年4月 日産自動車株式会社 入社 2004年9月 東京海上日動リスクコンサルティング株式会 社（現東京海上ディーアール株式会社）入社 2005年9月 株式会社キャドセンター 入社 2008年7月 同社 経営企画部長 2009年1月 日本電気株式会社 入社 2015年7月 シーバイエス株式会社 入社 2019年2月 同社 執行役員経営管理本部本部長 2022年5月 エステー株式会社 入社 2023年4月 同社 経営統括本部本部長 2024年4月 当社入社 2024年7月 当社執行役員CFO 2025年6月 当社取締役CFO（現任） <u>重要な兼職の状況</u> —	3,500株
【取締役候補者とした理由】 烏野裕明氏は、事業会社における経営企画・経営管理業務を通じて事業面・財務面の両面を踏まえた業績管理、計画策定の経験と見識を有しており、当社では、これまでも取締役CFOとしてそれらの経験と見識を活かして、経営管理部門全体のマネジメントを担ってきました。今後も取締役CFOとして経営管理関連部門を統括することで、当社の事業成長、業績拡大、企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

以 上

【ご参考：本総会後の取締役会のスキルマトリクス】

議案が原案どおり承認可決された場合における取締役会のスキルマトリクスは、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	経験・専門性					
		企業経営	グローバル ビジネス	AI・IT	財務/ 会計	法律・ガバ ナンス・ リスクマネ ジメント	M&A
渡久地 択	代表取締役社長 CEO	●		●			
岩松 秀樹	取締役COO		●	●			
烏野 裕明	取締役CFO				●	●	
佐藤 孝幸	社外取締役 (監査等委員)		●		●	●	●
加川 亘	社外取締役 (監査等委員)	●		●	●	●	
蔵元 左近	社外取締役 (監査等委員)		●			●	●

株主総会会場ご案内

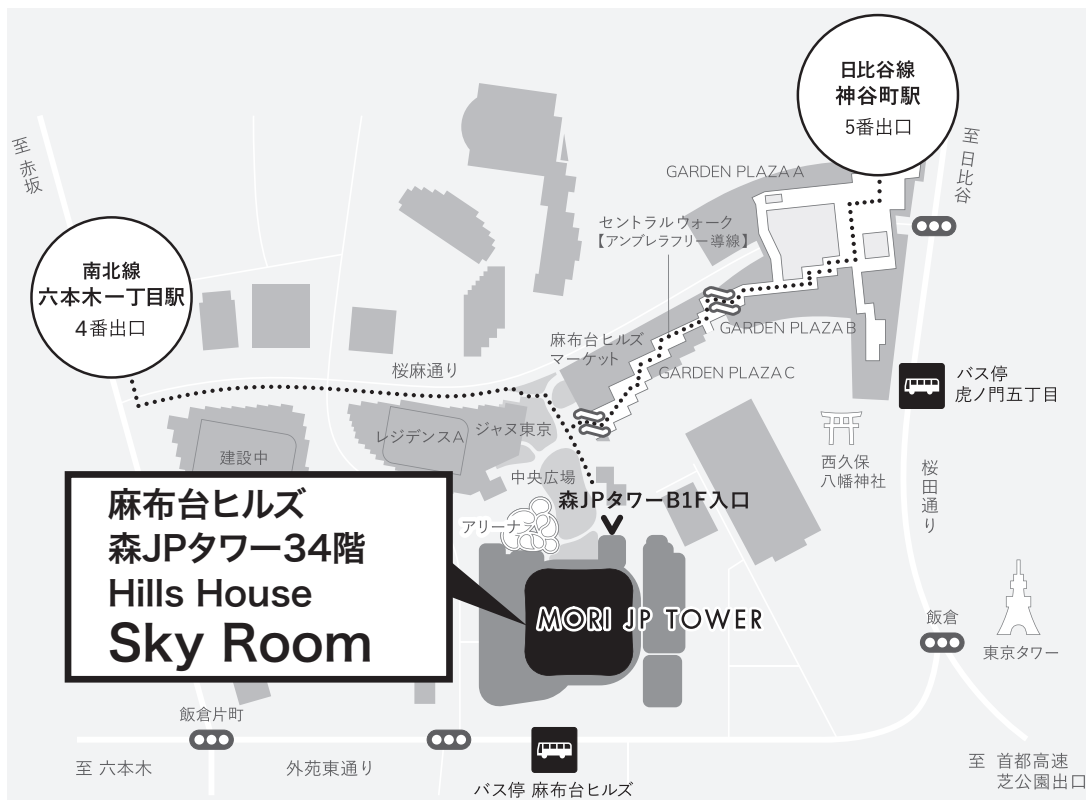
会場

東京都港区麻布台一丁目3番1号

麻布台ヒルズ 森JPタワー34階

Hills House Sky Room

※会場が昨年と異なりますのでご注意ください。



交通のご案内

○東京メトロ日比谷線「神谷町駅」 5番出口（地下通路）徒歩約6分

○東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」4番出口 徒歩約7分

※麻布台ヒルズ1階のHALL【S2】エレベーターより34階までお越しく下さい。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。